

特定非営利活動法人 豊見城市体育協会  
事務局に関する規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人豊見城市体育協会（以下「本体育協会」という。）定款第20条の規定により本体育協会の事務処理等に必要な事項を定めることを目的とする。

### (事務分掌)

第2条 事務局の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 定款第3条に定める事業の企画運営に関すること。
- (2) 総会、理事会、四役会及び役員等に関すること。
- (3) 人事及び給与に関すること。
- (4) 予算、決算に関すること。
- (5) 収入、支出に関すること。
- (6) 文書の収受、発出、保存に関すること。
- (7) 物品の購入、管理に関すること。
- (8) 印に関すること。
- (9) スポーツ少年団に関すること。
- (10) 登記に関すること。
- (11) 内部組織間の連絡調整に関すること。
- (12) その他本体育協会運営に必要な事務に関すること。

### (職及び職務)

第3条 本会の事務を掌握し、職員の指揮監督をするために事務局に事務局長をおく。

- 2 事務局に職員をおく。
- 3 事務局長及び職員は、理事長の承認を得て会長が任免する。
- 4 職員の事務分掌は、事務局長が別に定める。

### (決 裁)

第4条 本体育協会事務局の事務処理は、特に会長の決裁を必要するもののほかは、本体育協会理事長の決裁を受けるものとする。

### (会 計)

第5条 事務局の会計事務処理については、別に定めるほか、財務状況及び運営実績にかんする会計決算書等に明確に表示すること。

### (旅 費)

第6条 本会役員の旅費については、別に定める。

(給料)

第7条 本体育協会職員、臨時職員等の給料については、別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

特定非営利活動法人 豊見城市体育協会  
事務局職員 事務分掌

令和2年4月1日

NO	職 名	事 務 分 掌
1	事務局長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局の総括に関する事</li> <li>・特定非営利活動に係る事業に関する事（主）</li> <li>・スポーツ少年団に関する事（副）</li> <li>・その他の事業に関する事</li> <li>・総会、理事会、四役会に関する事</li> <li>・人事及び給与に関する事</li> <li>・会計処理に関する事</li> <li>・登記に関する事</li> <li>・物品の購入、管理に関する事</li> <li>・印に関する事</li> <li>・内部組織間の連絡調整に関する事</li> <li>・ホームページに関する事</li> <li>・その他本体育協会運営に必要な事務に関する事</li> </ul>
2	事務員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ少年団に関する事（主）</li> <li>・特定非営利活動に係る事業に関する事（副）</li> <li>・事務局長の事務運営を補佐すること。</li> <li>・その他本体育協会運営に必要な事務に関する事</li> </ul>
3	臨時職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ少年団に関する事（副）</li> <li>・特定非営利活動に係る事業に関する事（副）</li> <li>・文書の收受、発出、保存に関する事。</li> </ul>

※業務の進捗状況は逐次報告を行うこと。（報告・連絡・相談の徹底。）

※新規事業が発生した場合には柔軟に事務分掌を割り当てることとする。